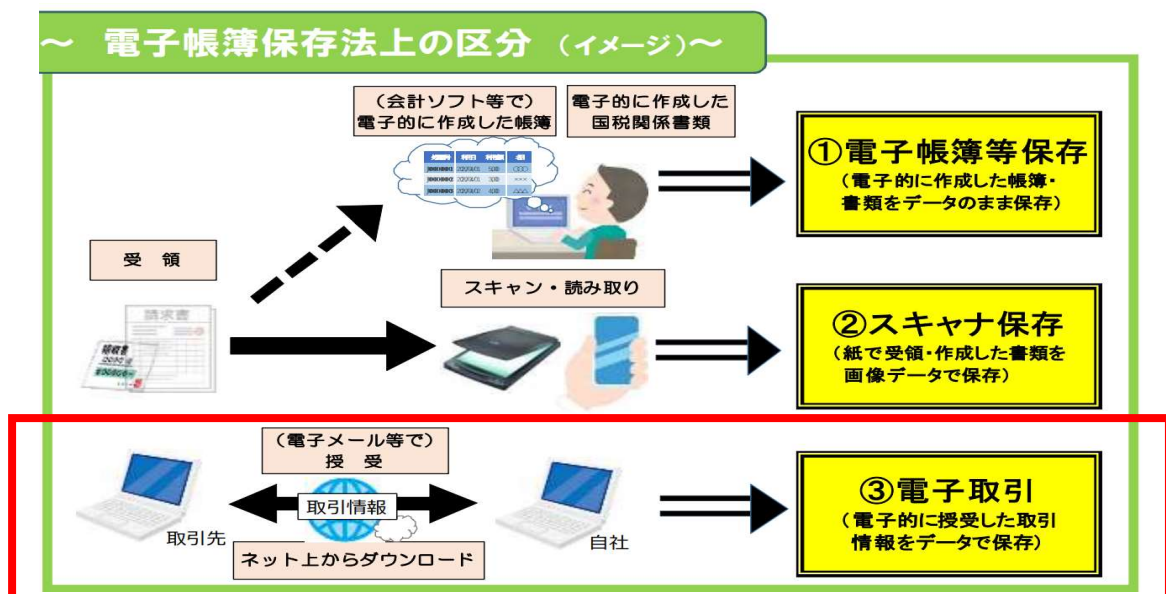


電子帳簿保存法の改正で知っておかなければいけないこと

今までメールで請求書などを受け取った際も、紙に印刷し保存する必要がありましたが、**令和4年1月1日以降は、メールで請求書を受け取るなどの「電子取引」は紙での保存は認められず、データ保存が義務**になります。

今回の電子帳簿保存法の改正点を確認しながら、今後の書類の保存方法についての確認を行っていきしたいと思います。

【電子帳簿保存のイメージ】



【出典：国税庁 HP より】

1. 今回の大きな改正点は…

これまで紙保存が求められていた電子取引について、**令和4年1月からデータ保存が義務化**されます！

令和3年12月まで	⇒	令和4年1月以降
データで受け取った書類をプリンターで印刷し、 紙で保存		データで受け取った書類は、 データ保存が義務化

2. そもそも電子取引とは？

取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。（上図の赤く囲った部分）

具体的には、以下のようなものが対象となります。

（具体例）

- ・請求書や領収書などをメールに PDF を添付し、渡す、受取る。
- ・電子請求サービスなど、クラウド上で請求書を渡す、受け取る。
- ・Amazon など EC サイトで購入した物品の領収書・明細
- ・EC サイト上に表示される領収書などの画面コピー（スクショ）
- ・大手企業との EDI 取引（大手の自前のシステムに基づく取引）

3. 電子取引による請求書等の保存方法について

令和 4 年 1 月以降、電子取引による請求書等について、データ保存が義務化になりますが、ただ、保存するだけではいけません。保存方法についても、一定のルールがありますので、紹介いたします。

（ルール 1）検索機能が確保された保存方法にしてください！

具体的には、「取引年月日」「金額」「取引先名称」について、税務調査時に、検索が可能であるような保存方法にしてください。（**基準期間における売上高が 1,000 万円以下の事業者**については全ての検索機能の確保の要件が不要となっています。）

検索方法については、以下の 2 つの方法が想定されています。

		具体的な対策例
検索方法①	範囲を指定（日付・金額）して検索が可能であること	PDF 等データの名前を「取引年月日」、「金額」、「取引先名称」に変更する。 （例）2022 年 1 月 31 日に Amazon で 68,000 円のものを購入した時の請求書⇒ 「20220131_68,000_Amazon.pdf」という名称にして、フォルダに保存。
検索方法②	項目の組み合わせ（日付 & 金額、取引先 & 金額）で検索が可能であること	検索簿などをエクセルで作成 ⇒ただ、こちらの作成は手間である 

		この検索方法②については、 <u>税務調査時にダウンロードの求めに応じてデータを示す場合</u> には、 <u>範囲指定・項目の組み合わせ検索機能（検索方法2の検索簿の作成）は不要とされています。</u>
特例	基準期間における売上高が 1,000 万円以下の事業者 については <u>全ての検索機能の確保の要件が不要</u> となっています。	

（ルール2）改ざん防止のための措置を講じた保存方法にしてください！

保存した電子取引のデータについて、次のいずれかの措置を講じる必要があります

	措置内容	備考
措置①	受領後、遅滞なくタイムスタンプを付与	※タイムスタンプとは ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術。 契約にもよりますが、1回付与するごとにお金がかかります。自社で対応するとコストがかかる。取引先に対応を求めることも難しい。
措置②	タイムスタンプが付与されたデータを受領	
措置③	データを削除訂正できない、又は訂正削除した履歴が残るシステムの導入	JIIMA 認証を受けたシステムを導入する必要がある。 （導入には、コストがかかる）削除しても履歴が残らないドロップボックスなどは、該当しません。
措置④	「訂正削除の防止に関する事務処理規定」の備付け	<u>コストが掛からない方法は、これです。</u> 規定についてのサンプルが国税庁の HP にありますので、ご活用ください。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm

4. 電子取引について、電子保存をしないとどうなるか

電子保存をしなければならない電子取引について、電子保存をせずに、紙保存をした場合、その紙保存された請求書等は、法律が求める請求書等とはみなされないこととなると考えられます。

それにより、青色申告の要件を満たさないこととなり、青色申告が取り消される恐れがあります。この事実だけで、すぐに取り消されることはないと思いますが、他の要素も合わせて「総合的」に判断されるということなので、きちんとされた方が良いと思います。

青色申告が取り消されることによって、個人事業者の場合、「最大 65 万円の控除」、法人の場合、「欠損金の 10 年間の繰越控除」などのお得な制度を受けることが出来なくなってしまいますのでお気を付けください。

5. 電子帳簿保存法の改正のまとめ

-改正を踏まえて、小規模経営の法人・個人事業者・フリーランスの方が抑えておくべきこと-

- ・ 電子取引はデータ保存（紙 NG）
- ・ 検索機能の備付（日付・金額・相手先が検索できるように）を講じる必要があります。
 - ⇒ファイル名の変更で対応するのが良い。
- ・ 改ざん防止措置も講じる必要があります。
 - ⇒事務処理規定の備付で対応すると、コストが掛からないので良い。